

公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター職員給与規程

〔平成3年9月3日
財団法人暴力追放大分県民会議
規程 第6号〕
(変更：平成8年5月20日)
(変更：平成15年3月14日)
〔一部改正：平成23年1月14日
公益財団法人暴力追放大分県民会議
規程 第8号〕
〔一部改正：令和3年6月23日
公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター
規程 第8号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）事務局職員のうち常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員に支給する給与の種類は、次のとおりとする。

給料
扶養手当
住居手当
通勤手当
時間外勤務手当
休日勤務手当
管理職手当
期末手当
勤勉手当

(給与の支給方法)

第3条 給与は、法令に基づき給与から控除することが認められているものを除き、職員に対して直接、通貨でその全額を支給するものとする。

(給料)

第4条 給料は月額とし、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給するものとする。

2 職員に対して適用する給料表は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号。以下「給与条例」という。）第6条第2項第1号に定める給料表（行政職給料

表)のうち1級から3級までを適用するものとする。

- 3 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づいて前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、職員に適用する職務の級は理事長が定める。

(初任給、昇格、昇級等の基準)

第5条 新たに採用した職員の初任給は、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

- 2 職員を昇格(職務の級を上位の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合には、昇格させようとする職務の級区分に該当している場合に限るものとする。
- 3 職員が現に受けている号級を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号級上位の号級に昇級させることができる。
- 4 職員の勤務実績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受けている号級より2号以上上位の号級に昇格させ、又はそのいずれをも併せて行うことができる。
- 5 職員の採用、昇格及び昇級は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額を全額を支給する。

- 2 新たに職員となったものには、その日から給料を支給し、昇級、降給等により給料額に異動を生じたものには、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。
- 4 第2項及び第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外は、その給料月額は、その月の現日数から勤務を要しない日(本会就業規程第13条に定める日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。

(給料の支給日)

第7条 給料の支給日(以下「給料の支給定日」という。)は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日以前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給定日とする。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、給与条例に準じて支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、給与条例に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、給与条例に準じて支給する。

(給料の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない全時間について1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 正規の時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第13条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当を支給しない。

(時間外勤務手当及び休日の手当の支給)

第14条 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分の次の月における給料の支給定日に支給する。

2 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、前項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の端数計算)

第15条 第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第12条及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125又は100分の150の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の勤務時間の端数計算)

第16条 第11条から第13条に規定する全時間に1時間未満の端数が生じた場合の取扱いは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第11条の規定を適用する場合

30分以上 1時間

30分未満 切り捨て

(2) 第12条及び第13条を適用する場合

30分以上 1時間

30分未満 切り捨て

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 勤務時間の1時間当たりの給与は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(管理職手当)

第18条 管理職手当は、事務局長に対し、その者の毎月の給料に100分の12を乗じて得た額を支給する。

2 管理職手当支給対象者には、時間外手当及び休日勤務手当は支給しない。

(期末手当)

第19条 期末手当は、基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。)に在職する職員(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員を含む。以下同じ。)に支給する。ただし、基準日現在(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において、次の各号に掲げる事由に該当する職員には支給しない。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 懲戒処分による退職者

2 期末手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料月額及び扶養手当の月額合計額に、給与条例第22条第2項に定める各支給月の支給割合を乗じて得た額に、基準日及び基準日の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合	在 職 期 間	支 給 割 合
6か月	100分の125	3か月未満	100分の30
5か月以上 6か月未満	100分の80		
3か月以上 5か月未満	100分の60		

3 前項の在職期間は、この期間から次の各号に掲げる期間を除算した期間とする。

- (1) 停職中の全期間
- (2) 休職されていた期間については、その2分の1の期間

4 業務上負傷し、又は疾病にかかったことにより休職にされた期間については、前項の規定にかかわらず、在職期間から除算しない。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。)に在籍す

る職員に支給する。ただし、基準日現在において、次の各号に掲げる事由に該当する職員には支給しない。

- (1) 無給及び有給休職者
- (2) 停職者
- (3) 懲戒処分による退職者

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料月額に、給与条例第23条に定める各支給月の支給割合を乗じて得た額に、基準日及び基準日の6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、それぞれ次に定める支給割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上 6か月未満	100分の95
5か月以上 5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上 5か月未満	100分の80
4か月以上 4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上 4か月未満	100分の60
3か月以上 3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上 3か月未満	100分の40
2か月以上 2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上 2か月未満	100分の20
1か月以上 1か月15日未満	100分の15
15日以上 1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 前項の勤務時間は、この期間から次の各号に掲げる期間を除算した期間とする。
- (1) 停職中の期間
 - (2) 休職中の期間
 - (3) 病気休暇の期間。ただし、その休暇期間内の全日数から勤務を要しない日及び休日を除いた残日数が、勤務期間を通じて30日以内である場合は、除算しない。
- 4 業務上負傷し、又は疾病にかかったことにより休職にされ、又は病気休暇となった期間については、前項の規定にかかわらず、勤務時間から除算しない。

(期末手当及び勤勉手当の支給)

第21条 期末手当及び勤勉手当は、次の各号に定める日（これらの日が休日・日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日・日曜日又は土曜日でない日。）に支給する。

- (1) 期末手当 6月30日及び12月10日
- (2) 勤勉手当 6月30日及び12月10日

(休職者の給与)

第22条 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) 職員が本会就業規程第6条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまで、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。ただし、業務上の事由による場合は、給与の全額を支給する。
- (2) 前号以外の事由により休職にされたときは、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内で理事長が定める額を支給する。
- (3) 職員が無給休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

(臨時職員の給与)

第23条 臨時職員の給与は、大分県臨時職員に準じ、その日額を月額で支給する。

2 臨時職員に支給する給与は、給料、通勤手当、及び時間外勤務手当とし、その支給方法については、この規程を準用するものとする。

(端数の処理)

第24条 この規程に定める給与計算において生じた1円未満の端数処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めに基づいて行うものとする。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は理事長が別に定める。